

津波対策実施要領

改正 令和 3 年 7 月 5 日

(目的)

第1 本実施要領は、予め津波に対する船舶等の対応を定めておくことにより、大津波・津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）及び南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合の京浜港東京区における迅速な人命、財産の保護及び船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

(情報伝達)

第2 委員長は、港長から勧告が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。

- (1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統及び電子メール
- (2) 東京湾海上交通センターからのAIS及び国際VHF無線による情報提供（Ch 16, Ch 12, Ch 13, Ch 14, Ch 66, Ch 69）
- (3) 海の安全情報（東京海上保安部ホームページ等）
- (4) 巡視艇等による周知

(勧告への対応)

第3 委員は、前条のいずれかの方法により勧告を入手した場合、関係者及び関係船舶に勧告の内容及び別表の対応策を講じるよう周知徹底を図ること。

- 2 委員は、京浜港長（東京）からの勧告を入手する前に、気象庁から発表された津波警報等又は南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）を得た場合は、人命の安全確保を最優先とし、当該勧告を待つことなく関係者及び関係船舶に速やかに別表の対応策を講じるよう周知徹底を図ること。
- 3 委員のうち、係留施設の管理者は、管理岸壁及び港内海域への津波の影響を勘案し、当該岸壁を使用する船舶が安全且つ的確に避難できるようマニュアルを作成すること。
- 4 委員は、関係者及び関係船舶等に別表の対応策及び前項に規定するマニュアルについて予め周知徹底を図ること。

(陸上避難場所の確保)

第4 委員のうち、係留施設の管理者は、船舶乗組員等の陸上避難に備え、予め関係機関と調整のうえ避難場所等を選定しておき、関係者に周知を図ること。

津波に対する船舶等対応策

別表

津波注意報・警報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船 舶 等 の 対 応					
			大型、中型船、危険物積載船			小型船		工事・作業船
			港内着岸船	錨泊船、浮標係留船	航行船	港内着岸船	航行船・錨泊船	工事・作業等に従事する船
大津波警報	津波の高さ 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
	10m 5m	有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難又は着岸のうえ係留強化の後陸上避難 大型・中型船は港外退避又は係留強化の後陸上避難
津波警報	津波の高さ 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難又は着岸のうえ係留強化の後陸上避難 大型・中型船は港外退避又は係留避泊
津波注意報	津波の高さ 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	港外退避 走錨防止措置	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難 大型・中型船は係留避泊又は港外退避
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒		情報の入手 避難準備に関する警戒行動 情報伝達ルートの確認 避難方法・避難海域の確認 避難に必要な支援体制の確認 岸壁管理者の対応の確認 荷主企業等の対応の確認					
	巨大地震注意		情報の入手 情報伝達ルート・避難方法・避難海域の確認					
備 考			危険物積載船は、事業者側で予め対応マニュアルを作成	航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	津波来襲までの時間的余裕がある場合は、工事・作業資器材の流出防止措置を講じる	

【津波来襲までの時間的余裕】

- 有 り : 津波情報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- 無 し : 津波情報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合

【言葉の説明】

- 大 型 船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中 型 船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小 型 船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げ又は水門内に避難できる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 危険物積載船 : ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船を含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
- 工事・作業船 : 起重機船、台船、曳船、土運船、作業船、潜水士船等の主として工事・作業に従事する船舶をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外(防波堤外)の水深が深く、十分広い海域で航路から離れた海域に避難する。
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。)
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により流出しないよう固縛する。ただし水門等により外海と遮蔽された運河内等の船舶は津波により流出しないよう係留を強化する。